

公立保育所民営化検証に係る懇談会の傍聴に関する事務取扱要領

制定 令和5年6月28日

(趣旨)

第1条 この要領は、公立保育所民営化検証に係る懇談会（以下「懇談会」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の許可)

第2条 懇談会の傍聴は、原則としてこれを認めるものとする。ただし、懇談会が次の各号に該当する事案を協議するときは、傍聴を認めないことができる。

- (1) 懇談会において、吹田市情報公開条例（平成14年条例第10号）第7条各号に掲げる情報に該当すると認められる事項
- (2) 懇談会の傍聴を認めることにより、公正かつ円滑な議事運営に著しく支障が生じると認められる事項

2 前項ただし書きの規定は、委員長が当該懇談会に諮って決定するものとする。

(傍聴席の区分)

第3条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席とする。

(傍聴者の定員)

第4条 傍聴者の定員は原則として5人とする。ただし、会場に5席の傍聴席を設ける余地がない場合については、傍聴者数を制限することができる。

(傍聴の受付)

第5条 傍聴の受付は、原則として懇談会の開催時刻の15分前から開催時刻までに行うものとする。

2 会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の住所、氏名を傍聴希望者受付票に記入しなければならない

3 前条の定めにより傍聴する人数を超えて申出があった場合は、抽選により傍聴者を決定するものとする。

(傍聴することができない者)

第6条 次の各号に該当する者は、懇談会を傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯びる等、他人に迷惑を及ぼすと認められる者
- (2) ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を所持する者
- (3) 前各号に定める者のほか、懇談会を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすと認められる者

(傍聴者の守るべき事項)

第7条 傍聴者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 懇談会における言論に対し意見を述べ、又は拍手その他の方法により公然と可

否の意思を表明しないこと。

- (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。
- (3) 懇談会に対し示威行為をしないこと
- (4) 飲食及び喫煙をしないこと。
- (5) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (6) 前各号に定めるもののほか、懇談会の妨害となる行為をしないこと。

(写真、ビデオ等の撮影及び録音の禁止)

第8条 傍聴者は、懇談会を写真、ビデオ等を撮影し、又は録音をしてはならない。

(携帯電話の使用の禁止)

第9条 傍聴者は、会議の会場において、携帯電話を使用してはならない。

(会議資料の閲覧)

第10条 会議の資料は、傍聴者の閲覧に供するものとする。ただし、吹田市情報公開条例(平成14年条例第10号)第7条各号に掲げる情報に該当すると認められるものについては、この限りではない。

(係員の指示)

第11条 傍聴者は、係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第12条 傍聴者がこの要領に違反するときは、委員長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(その他の措置)

第13条 委員長は、傍聴者について臨機の措置をとることができる。

附 則

この要領は、令和5年6月28日から施行する。